

「広島県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画（第3次）案」
に係る県民意見募集の結果について

県ホームページ等を通じて御意見を募集したところ、61件の御意見をお寄せいただきました。
御協力に厚くお礼申し上げます。

1 募集期間

平成28年7月22日（金曜日）～平成28年8月22日（月曜日）

2 意見の件数

61件（11人・団体）

3 意見の内容と対応・県の考え方

※表中、「DV防止法」とあるのは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を指します。

■第1章 計画の概要

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
1	計画策定の趣旨について、(中段)「県及び全市町が開設している相談窓口の認知度は低く、その相談件数は減少傾向にあります。」と分析しているが、認識不足が否めない。当市では相談件数は年々増加傾向にあり、内容も深刻化しており、1件の支援継続も数年にわたっている現状がある。	県・婦人相談員設置市の相談件数の推移及び平成26年度広島県政世論調査結果に基づき、県全体の傾向を述べたものです。	P1
2	「第3次」と表記すべきところ「第4次」と表記されている。	平成28年3月に広島県男女共同参画基本計画（第4次）が策定されました。	P2 P17
3	「広島県DV対策関係機関連絡会議」の開催等を通じて、市町、関係機関、民間支援団体等と、なお一層緊密な連携に努めます。」の項目に【一層緊密で対等な関係で連携に努めます】と『対等』を入れて欲しい。	「広島県DV対策関係機関連絡会議」や配偶者暴力相談支援センターを中心とした圏域ごとのブロック別連絡会議の開催等を通じて、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携して取り組んでまいります。	P4
4	現在、児童相談所の機能の一部を、より地域に密接した「児童家庭支援センター」が担っている。 児童家庭支援センターは増加傾向にあり、配偶者暴力相談支援センターの機能の一部も児童家庭支援センターが担うことができれば、より広くDV被害者への支援が可能となるのではないかと。 そのためにはまず県内各所に児童家庭支援センターの設置が必要である。	DV防止法第3条では、都道府県（市町）は、当該都道府県（当該市町）が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターの機能を果たすようにするものとされており（市町の場合は努力義務）、被害者の身近な地域で相談支援体制が整うよう、引き続き、市町への配偶者暴力相談支援センター機能整備を働きかけてまいります。 また、広島県家庭的養護推進計画に基づき、引き続き、児童家庭支援センターの設置を推進してまいります。	P5
5	「配偶者暴力相談センター」の定義に“住宅などの情報提供等の支援を行う機関”があり、期待する。 情報提供に留まらず、被害者が望む（納得できる）住宅とマッチングさせ、その後も安心して生活できているかを見守る機能を加えてほしい。	引き続き、関係機関との連携による社会資源の活用を図り、被害者への積極的な情報提供を行った上で、被害者の意思を尊重した支援を行ってまいります。	P5

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
6	<p>県内3か所のこども家庭センターが、配偶者暴力相談支援センターの機能を持っているが、「西部こども家庭センター」が“連携の中心となる施設”の機能を持つことに違和感を覚える。地域のこども家庭センターが、それぞれにその役割を担うことはできないのか。</p> <p>婦人相談所を東部並びに北部にも設置してほしい。</p>	<p>西部こども家庭センターは、婦人相談所の機能を有する機関として、連携の中心となる施設に位置付けています。</p> <p>なお、各こども家庭センター（配偶者暴力相談支援センター）を中心とした圏域ごとのブロック別会議を行い、圏域の実情に応じた連携の在り方等を検討することを、計画に掲げています。</p>	P5

■第2章第1節 予防・発見

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
7	<p>予防教育について、教職員による指導のみならず、DV支援に携わる機関や、法律教室などの法教育活動を実践している各種専門団体と連携し、より充実した教育活動を行うことを鋭意検討していただきたい。また児童福祉施設における予防教育も視野に入れ、個別かつ具体的な対応を検討していただきたい。</p>	<p>予防教育の実施方法や対象については、計画に基づく取組の実施段階において、より効果的な方法を検討してまいります。</p>	P14 ～15
8	<p>「学校、幼稚園、保育所などでの人権教育と併せて、地域における人権教育も大切です」という視点に共感する。</p> <p>ぜひ、CAPワークショップや性の健康教育、ジェンダー教育等を取り入れてほしい。</p> <p>「教師用指導資料の周知を図るなど、教職員の意識啓発と指導力の向上を推進します」という点に共感する。</p> <p>ぜひ、DVは人権侵害であること、社会の問題であること、ジェンダー規範によるところが大きいこと、などを盛り込んでほしい。</p> <p>生徒の中には既に被害者・加害者が存在していることを意識してほしい。</p> <p>教職員の指導力向上のために、先進的な民間団体のデートDV防止活動の取り組みに学んでいただきたい。</p>	<p>DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることから、「広島県人権教育推進プラン」（平成14（2002）年12月策定）に基づき、引き続き、学校教育及び社会教育における人権教育を推進してまいります。</p> <p>また、学校の実情に応じた適切な指導ができるようDVに係る最新の知見を参照し、教職員の指導力の向上に努めてまいります。</p>	P14 ～15
9	<p>DVの発生の増加は憂慮すべきことであり、その原因は本文にある通り「男女の固定的な役割分担など社会的・構造的問題を背景」としており、誠に根の深い問題で早急な取組をお願いします。</p> <p>特に予防・発見において次の点に留意した取り組みを提起する。若年層（保・幼・小中高）に対する人権教育の必要性和保護者学習会（講演会）の実施は重要である。格差社会の問題であるから、意識を変える取組が無ければならない。</p>	<p>「広島県人権教育推進プラン」（平成14（2002）年12月策定）に基づき、引き続き、学校教育及び社会教育における人権教育の推進に努めます。</p> <p>また、学校では、幼児児童生徒の発達段階に即しながら、学習指導要領等に基づいて、人権尊重の理念についての正しい理解が深まるよう取り組んでまいります。</p>	P14 ～15
10	<p>若年層への予防教育の充実について、より具体的・積極的な広報活動を希望する。例えば、成人式に新成人へリーフレット配布、中高生などからDV・デートDV防止啓発のためのポスターや標語の募集など。市町村に向けても積極的な働きかけを期待する。男女間の暴力の問題だけでなく、性暴力防止に向けた予防啓発を行ってほしい。</p>	<p>計画に基づく取組の実施段階において、若年層への予防教育について、より効果的な方法を検討してまいります。</p>	P14

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
11	デートDVに係る啓発・学習資料の活用及び教師用指導資料の周知を図るとあるが、民間団体の外部講師を活用し、生徒向け講座や教職員研修の実施を年10回以上行うなど具体的数値目標も挙げて実施してほしい。	数値目標は掲げていませんが、学校の実情に応じた適切な指導ができるようDVに係る最新の知見を参照し、教職員の指導力の向上に努めてまいります。	P14
12	若年層の認知度の調査について「暴力の認識などを把握するため」とあるが、被害・加害の実態や、相談（誰に）に繋がったかどうか、相談できる環境とは具体的にどのようなものかなどについても把握できるよう、さらに踏み込んだ内容の調査を実施してほしい。	計画に基づく取組の実施段階において、被害者が相談しやすい環境づくりについて、必要な調査等の実施を含め、より効果的な方法を検討してまいります。	P15
13	TVや映画の表現の自由は認めるが、犯罪や暴力シーンが数多く、人々の感覚がマヒしていないか。DVとはどういうものかを知らせ、どう対処したらいいか訴えた啓発ドラマも作って見たらどうかと思う。映像リストセンターを作って広く呼びかけ、上映会など市町村で実施するなど提案する。	県民のDVに対する認識が向上するよう、計画に基づく取組の実施段階において、より効果的な啓発手法等を検討してまいります。 なお、県では、DVを含む人権問題に関する啓発を目的として、企業や学校などを対象に人権啓発ビデオやDVDの貸出しを行っています。	P16 ～18
14	より具体的・積極的な広報活動を希望する。例えば、 ・毎年11月DV防止月間にあわせた、啓発活動→市電・アストラムラインなどを紫にラッピングする、県内の飲食店で紫色の特別メニュー、デパートの包装用紙を紫にしてもらうなど話題性のある広報活動 ・その期間実施するイベントの参加者へ、紫色のものを1点身に付けるか持参してもらうなど参加型の取り組み ・結婚後も対等な関係が築けるよう、婚活イベント参加者に向けたDV予防セミナーを実施する などの取り組みを継続的に実施してほしい ・市町村に向けても積極的な働きかけを期待する。 ・企業に対しても、DVの広報を行い、民間団体を講師とした出前講座の開催を年5か所以上など数値を挙げ実施してほしい。	計画に基づく取組の実施段階において、被害者が相談しやすい環境づくりについて、より効果的な方法を検討してまいります。	P17
15	警察生活安全課担当者をはじめとした全職員に対して、DV防止、DV対応について継続的に研修を行ってほしい。	引き続き、警察学校における教養及び警察署に対する巡回指導等あらゆる機会を捉えて研修を実施するとともに、教養資料を発出するなどして、職員の研修等を行ってまいります。	P18
16	医師会、看護協会、看護学校などと連携し、各種研修会・会議などを活用し、DV防止法及び医療スタッフの役割について広報してほしい。 医療機関に対し、具体的な対応方法についての研修を実施してほしい。業務を通じてDVを発見しやすい立場の職員を対象に職域の研修を活用し、DVに関する意識啓発と対応に係る実務的な情報提供を行ってほしい（DVを早期に発見するための問診（スクリーニング）の方法や診療環境の整備、被害者への情報提供の方法、他の支援機関との連携方法など）。	計画に基づく取組の実施段階において、医療関係者との連携により被害者を発見・通報する体制が構築されるよう、より効果的な方法を検討してまいります。	P18

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
17	<p>「現状」の説明の箇所に「DV防止法では、被害者（身体に対する暴力を受けた者に限る。）を発見した者は、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めることとなっています。」と書いてあるが、これではDV＝身体的暴力のみが対象と取れる。DV防止法の定義には身体に対する暴力の後に「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（身体に対する暴力等）」と書いている。</p>	<p>御意見を踏まえ、「DV防止法では」とあるのを「DV防止法第6条では」に修正します。</p>	P 19
18	<p>精神的な暴力や経済的な暴力がエスカレートし、最終的に身体的な暴力に行きついてしまうケースもあり、「予防・発見」に繋がり得る場をもう少し広く考えてもいいのではないかと考える。</p> <p>法律専門職は頻繁に無料相談会を開催しているため、そういった士業団体と行政等がより緊密な関係を築くことも、DV被害者救済の有効な手立てになるものと考えられる。</p> <p>具体的には、法律専門職による相談会の会場に行政等の支援担当者を派遣する、行政による相談会の会場に法律専門職の相談員を派遣してもらう、法律専門職であってもDVを専門分野としていない方が各種相談を受ける際にDV被害の存在に気付くことができるよう、法律専門職と行政の合同研修を開催する等といった取組みを考慮してもいいのではないかと考える。</p>	<p>計画に基づく取組の実施段階において、被害者の発見に繋がるより効果的な方法を検討してまいります。</p> <p>なお、被害者に対しては、必要に応じて、法律相談センターや法テラス等の法律相談窓口に着けるほか、法律専門職による相談員等への研修等の取組を行っているところです。</p>	P 19 ～20、 P 28 ～32
19	<p>予防・発見には、美容室やネイルサロンといった女性が出向きやすい場所の職員に対して、また子育て支援センターなどの職員に向けた研修を充実させる必要があると感じる。</p> <p>「被害者への情報提供」として、人目を気にせず情報が入手できる工夫を積極的に進めてほしい。</p> <p>ひろしまこども夢財団が、子育てイクちゃんネットなどで企業と繋がっていることを活用してほしい。</p>	<p>計画に基づく取組の実施段階において、被害者が相談しやすい、また、周囲が気づいた時に相談窓口に着けるような環境づくりについて、より効果的な方法を検討してまいります。</p>	P 19 ～23
20	<p>被害者が関係各所を廻る負担軽減を図るとともに相談漏れを防ぐため、「〇年度までの各役所内でのワンストップ化（共通シートの利用なども含む）」と、期限を決めてワンストップ化を具体的に進める必要がある。</p> <p>役所内の相談スペースであっても、間接照明や観葉植物を取り入れたり温かみのある相談室へと環境整備し、その様子を積極的にPRし、被害者が安心して相談でき、また若年層の被害者などが気軽に相談できるようにしてほしい。そのための予算も確保することが必要である。</p>	<p>計画に基づく取組の実施段階において、被害者が相談しやすい環境づくりについて、より効果的な方法を検討してまいります。</p>	P 20
21	<p>婦人保護施設や母子生活支援施設等は、その性質上DV被害者から直接電話相談がある事が想定される。</p> <p>計画の具体的取組では、相談窓口として市町を想定され、相談しやすい環境づくりがつけられるよう働きかけるとあるが、上記施設へも相談窓口としての機能を活用するよう働きかける必要があるのではないかと考える。</p>	<p>社会福祉施設職員等、福祉関係者に対しても、DV防止法の周知を図るとともに、各市町に設置されているDV相談窓口等について、積極的に情報提供を行うなど、被害者の早期発見に繋がるよう、引き続き取り組んでまいります。</p>	P 20

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
22	<p>警察によるDVの認知件数は増えているものの、県・市町村への相談件数は減少傾向にある。これは、県・市町村が提供する支援内容が被害者に明確に伝わっておらず、「県・市町村が相談の後に何をしてくれるのか、何が出来るのか」という具体的な手段が見えてこないため、相談に対する失望感を招き、相談を躊躇させる要因になっているのではないかと懸念されている。</p> <p>計画案では、今後、相談窓口や支援方法の周知を図るとしているが、支援内容を具体的に提示する（一時保護、就労支援等）などして、被害者にとって支援内容を想像しやすいような表現方法で情報提供してほしい。</p>	<p>計画に基づく取組の実施段階において、県・市町等の相談窓口で受けられる支援内容を提示するなど、より効果的な周知方法を検討してまいります。</p>	P 22
23	<p>某デパート女性用トイレ(個室)に名刺サイズのDV相談啓発カードが壁に貼ってある。この手法、広報として最適と感心した。</p>	<p>被害者への情報提供に当たっては、トイレ、洗面所や授乳室など、人目を気にせず情報が入手できるような工夫を行うことを、計画に掲げています。</p>	P 23
24	<p>「加害者に自覚を促す周知等」「加害者更生の取組に向けた検討」は必要性は認めるが「DV法」では被害者保護や支援の法整備をはじめ施策の強化、充実が急がれる。「加害者」に対する取組は違和感を禁じ得ない。「人権教育・啓発基本計画」などの対応が望ましい。</p>	<p>計画の重点項目として「相談・保護機関の対応力強化」や「被害者の経済的自立の促進」を掲げています。</p>	P 24
25	<p>「被害防止のための措置の実施」に「被害者の意志等を踏まえ」とあるが、過去竹原市での殺人未遂事件では、病院などで暴力の治療を受けたDV被害者の意志を医師・看護師が尊重したため、DV被害者が精神的に追い詰められた結果の事象であることをみると、虐待防止法に準ずる通報制度が必要である。安易に「被害者の意志等を踏まえ」としないことが必要である。</p>	<p>引き続き、被害者の安全確保を最優先に考え、加害者の検挙、被害者の保護等に取組んでまいります。</p>	P 25

■第2章第2節 相談・保護

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
26	<p>相談体制の充実という点で、今の相談者側のニーズに対応できていない体制ではないかと思う。</p> <p>現在多くの人、特にDV被害者にも多い若い世代の人たちの多くはスマートフォンを所持し、電話で話すよりもLINEで会話する時代である。そんな時代に相談の手段が電話しかない体制というのはおかしいと思う。</p> <p>「まずはちょっと相談してみようかな」という人の敷居を下げ、電話以外のメールや相談フォームなどによる相談応需の体制を整備しておかなければ、相談したくてもできない多くの潜在的なDV被害者を取りこぼしてしまうだろうと予想される。</p>	<p>計画に基づく取組の実施段階において、被害者が相談しやすい環境づくりについて、より効果的な方法を検討してまいります。</p>	P 26
27	<p>県警によるチャットグループ、ライングループを作り、DV被害者が気軽に助けを求められるようにしたいと思う。</p> <p>小さな一歩を実際に踏み出すための壁を低くする事で、DVが慢性化、日常化する前に、抜け出す事が出来るように思う。</p>	<p>コミュニケーション手段の多様化など、社会情勢の変化を踏まえ、被害者が相談しやすい環境づくりについて、より効果的な方法を検討してまいります。</p>	P 26
28	<p>最も重点を置くべき相談窓口の充実、強化、ワンストップ支援の構築を望む。</p>	<p>計画に掲げる取組に基づき、相談に対する被害者の負担軽減も念頭に置いた相談体制の充実・強化に努めます。</p>	P 28 ～31

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
29	被害者は、勇気を出して最初に相談した人の対応によって、その後の相談に繋がるかどうかが大きく影響される。不適切な対応をする職員を相談業務にそのまま従事させておくことは良くないと思う。資質の問題なので、研修によって向上するとは考えにくい。適格者の配置をお願いする。 「精神的障害に関する専門的な知識の習得を促進するなど・・・」とあるが、精神的障害が暴力の影響によるところが大きいということもあることをご理解いただきたい。	被害者の状況に応じた適切な相談支援が行えるよう、特に被害者が二次的被害を受けることが無いよう、より実効性のある研修を行うなど、引き続き職務関係者の資質向上に努めてまいります。	P29
30	「性犯罪被害者等の支援」とあるが、「性暴力被害者の支援」と改めてほしい。	御意見を頂きました部分につきましては、「性犯罪被害者等」を「性被害に遭われた方」と修正します。	P29 P32
31	研修や他自治体、関係機関との情報交換、交流はもちろんのこと相談員の身分、雇用保障が強化されなくてはスキルアップに限界がある。また、不安定雇用では、生活不安をかかえながら相談業務の責任は負荷が大きい。正規雇用と十分な能力アップの背景の中で被害者の相談体制は強化できる。	相談員の待遇改善は相談体制の充実・強化の一要素ではありますが、相談員を設置する自治体の判断によるところが大きく、計画に明記することは適当ではないと考えます。 また、売春防止法の一部改正（平成29年4月1日施行）により、従来、非常勤職員とされていた婦人相談員の雇用形態の要件が撤廃され、自治体の判断に委ねられることになったところです。	P30
32	行政職員も含めて二次加害を行わないための研修を必須事項として年1回以上行うなど具体的な数値を挙げてほしい。	具体的な数値は掲げていませんが、二次的被害の防止のために配慮すべき事項などについて、会議や研修会の場を通じて関係職員一人ひとりの自覚を促してまいります。	P30
33	警察の相談室やブースの環境設定を他機関も参考にしてほしい。相談しやすい雰囲気でき温かく出迎える必要があると考える。	計画に基づく取組の実施段階において、被害者が相談しやすい環境づくりについて、より効果的な方法を検討してまいります。	P30 ～32
34	警察でのDV相談体制を充実させるとあるが、ストーカー規制法への対応については触れていない。保護命令の対応のみならず、ストーカー規制法による対応も盛り込んでいただきたい。保護命令の発令は、対象者が夫婦（元夫婦、内縁の夫・妻）に限られるのに対し、ストーカー規制法では対象者を限定されないため、デートDVによる被害者の救済には有用だと考える。	ストーカー規制法への対応については、広島県男女共同参画基本計画（第4次）において、ストーカー総合対策に取り組み、被害者支援や加害者対策などを推進することを掲げています。	P31
35	休日・夜間電話について、引き続き実施とあるが、「性暴力被害」と併せて、24時間対応して頂くことが理想ではないかと考える。現在は20:00終了。	計画に基づく取組の実施段階において、被害者が相談しやすい環境づくりについて、より効果的な方法を検討してまいります。	P31
36	「性犯罪被害者等の支援」について、告訴するしないに関わらず、隔てのない支援が受けられ、急性期に限らず、長期的な心理支援も出来る体制を整えることの必要性を感じる。専門的な知識を持った相談員を養成する必要がある、あわせて被害者支援の観点から、フェミニストカウンセラーを県内で養成・スタッフとして雇用し、長期的な心理支援が行えるようにすることも必要である。	計画に基づく取組の実施段階において、今まで以上に被害者により添った支援が出来るよう相談員の育成も含めた効果的な方法を検討してまいります。	P32
37	一時保護の委託先の数を増やすだけでなく、地域ごとに一時保護委託先の確保が必要ではないか。	計画に掲げる取組に基づき、被害者の状況に応じた保護が可能となるよう、地域性にも配慮した一時保護委託先の確保に努めてまいります。	P33

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
38	移送体制の充実との記載があるが「移送」という表現にはとても違和感がある。まるで物を動かしたり、犯罪者などの移送を連想させる表現で被害者にとってはとても傷つく表現だと思う。被害者の気持ちに寄り添った表現に変えて頂きたい。	御意見を踏まえ、「同行支援」等と修正します。	P 33 ～34 (P 10) (P 27)
39	「母子の心理的ケア」に重点を置いていることに共感する。 NPO法人女性ネット saya-saya という、DV被害者支援団体が開発した「びーらぶプログラム」は、DV被害を受けて加害者から離れて暮らしている母子に対してとても有効なプログラムである。 広島県内にも、「びーらぶプログラム」を実施できるグループ・メンバーがいるので、ぜひ協働してほしい。	計画に基づく取組の実施段階において、被害者及び同伴児童の心理的ケアについて、より効果的な方法を検討してまいります。	P 34
40	「加害者の追求から逃れるために県外の施設での保護を必要とする場合があり・・・」とあるが、被害当事者が希望するかを重視して保護にあたってほしい。	引き続き、被害者への積極的な情報提供や関係機関との連携による社会資源の活用を図り、被害者の意思を尊重した支援を行ってまいります。	P 34
41	「一時保護体制の充実」にあたり、被害者が同伴する子どもが学齡児や幼児の場合には、学習支援や母親に代わって保育を実施します。とあり、非常に共感する。 無償で実施できるようそのシステムづくりに期待する。	引き続き、一時保護中の児童の学習支援や保育等を実施します。 なお、現在行っている学習支援や保育については、被害者の費用負担はありません。	P 35
42	「NPO法人が運営するシェルターが安定的に運営できるよう引き続き支援します」とあるが、支援ではなく協働の考え方で取り組んでいただきたい。入居日数に応じて日数分委託する現在の支援では、シェルター運営は成り立たない。	NPO法人などと連携・協力し、被害者支援に取り組むことができるよう、引き続きNPO法人の取組を支援します。	P 35
43	「学校等においても、子どもの身の安全が確保できるよう、警察などと連携して適切な対応をお願いします」とある。 子どもが学校などに通っている時間に一時保護を求めた場合も含めて対応してほしい。	計画においては、子供への接近禁止命令が発令された場合に、子供の身の安全が確保できるよう、警察等と連携して対応していくことを記載しています。 なお、子供の一時保護等が必要な場合には、引き続き関係機関と連携して対応してまいります。	P 37

■第2章第3節 自立

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
44	生活の安定と心身回復へのサポートの取組に「再被害防止」についての記述はないのか。 DV被害を受けた被害者が、配偶者から離れて自立したとしても、なぜ被害にあったのか、何がDVなのか、被害を受けないためにはどうしたら良いのかを学ぶことが再被害防止につながるのではないのか。	計画に基づく取組の実施段階において、重点項目に掲げる心理的ケア等の取組を通じて、被害者が「自分を大切にする」という感覚を持てるよう、働きかけてまいります。 また、加害者への対策を含めた被害の発生防止に、引き続き取り組んでまいります。	P 39

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
45	一時保護所退所後の入所施設として、婦人保護施設、母子生活支援施設、老人ホームが挙げられているが、増え続けるDV被害者が円滑に自立するためには、ステップハウスの設置を検討してはどうか。	一時保護所退所後の入所施設である婦人保護施設、母子生活支援施設等の入所状況を注視しながら、必要に応じて、今後検討してまいります。 なお、一時保護所退所後の支援については、施設における保護の他、被害者及び同伴児への心理的ケア、相談窓口と就業支援機関との連携強化による就業支援、要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築による地域の見守り体制の確保に取り組んでまいります。	P 40
46	婦人保護施設、母子生活支援施設以外に住居を持っている被害者に対する生活援助・育児援助も必要と考える。	一時保護所退所後の支援については、施設における保護の他、被害者及び同伴児への心理的ケア、相談窓口と就業支援機関との連携強化による就業支援、要保護児童対策地域協議会との連携体制の構築による地域の見守り体制の確保についても記載しています。	P 40
47	被害者の経済的な自立のための就労支援は必須であるが、被害者にとっては安定した生活環境を調えることが最優先であり、経済的な自立を促すあまり、就労支援を押し進め、被害者を追い詰めることのないよう十分配慮していただきたい。 被害者の状況によっては、就労支援にこだわることなく、生活環境が調うまで生活保護を受給することも選択肢の一つである。 ただ、経済的に困窮している相談者に対して生活保護の受給を勧めることがあるが、相談者が生活保護制度を誤解し、受給を躊躇するケースも多い。 支援相談員が生活保護の受給を提案する際は、被害者に誤解を与えないよう、生活保護制度に関する研修を行うなどして知識を深めていただきたい。また、行政機関と連携を取り、円滑に申請ができるようにしていただきたい。	就業支援については、生活環境が安定し、就業を希望する被害者一人ひとりに寄り添ったきめ細かな就業支援に取り組むことを、計画に掲げています。 また、自立支援には福祉事務所の果たす役割が大きいことから、引き続き、市町等の関係機関との連携に取り組んでまいります。	P 42 ～43
48	離婚の際に養育費等を取り決めていない相談者は多く、その理由は、加害者との接触を恐れたり、当初から請求を諦めていたり、法的手続の費用を支払うことを躊躇したりと様々である。しかし、これらの不安の多くは法的知識が十分であれば解決できたものであり、法律知識の提供の必要性を痛感する。 経済的な自立支援の一環として、加害者に対する養育費や婚姻費用の分担金の請求を積極的に促していただき、被害者の誤解や思い込みで請求を思い止まることのないようにしていただきたい。	被害者を含むひとり親家庭の養育費確保の推進については、広島県ひとり親家庭等自立促進計画に掲げて取り組んでいるところです。引き続き、被害者に必要な法律知識が提供されるよう、養育費専門相談を行うひとり親家庭等就業・自立支援センター等関係機関との連携に取り組んでまいります。	P 42 ～43
49	「ひとり親家庭等就業・自立支援センター」を（一財）広島県ひとり親家庭等福祉連合会に委託しているが、県内の団体の機能の把握に努めていただきたいと思う。活動状況が必要な人に見えにくいように感じる。	地域で関係団体の連携体制が確立され、相談から自立支援まで、切れ目なく対応できる環境が整い、必要な情報が必要な人に届くよう、引き続き、関係機関・団体との連携強化に取り組んでまいります。	P 42

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
50	現状分析ではDV被害者が有就業者である場合の項目が欠落している。避難した被害者の職場へ加害者が押し掛けるなどの場合が多く、職場に対する迷惑行為や所在を確認されることなどから被害の増幅があり、離職せざるを得なくなり、不安定な生活に追い込まれる現状がある。また、DV被害から逃れることを断念せざるを得なくされ、我慢を強いられることが最悪の結果を招く。	計画に基づく取組の実施段階において、就業者・未就業者に関わらず、保護命令の活用など、安全・安心な生活、就労環境が確保されるよう、関係機関と連携し取り組んでまいります。	P 42
51	「被害者及び同伴児童への心理的ケア」の再掲で、連携機関が記載されていますが、母子生活支援施設を連携機関に入れてほしいです。	母子生活支援施設は、「等関係機関」に含まれるものと考えます。	P 43
52	ひとり親家庭の就労・受入先の助成金の徹底と、その使途管理体制の充実を望む。一定期間雇ったあとで解雇する事例が起きているようだ。助成金活用で、有給休暇並みの休暇取得ができると働きやすいかと考える。	計画に基づく取組の実施段階において、ハローワーク等関係機関と連携し、助成金制度がより実効性のあるものとなるよう取り組んでまいります。	P 42 ～43
53	「相談・保護から自立までの一貫した心のケアにより、被害者及び同伴児童の自立を支援します。」とあるが、被害者とその子どもたちに対し、心身のケアと、将来暴力の加害者にも被害者にも、傍観者にもならないことを目的とした心理教育プログラムを実施することを盛り込んでほしい。	計画に基づく取組の実施段階において、被害者及び同伴児童の心理的ケアについて、より効果的な方法を検討してまいります。	P 45
54	「住宅確保に係る支援の充実」に市町営住宅の記載があるが、その普及に努めてほしい。それに加えて、市町営住宅以外にも、民間のアパートや賃貸住宅の借り入れによる住居確保を進めることも検討してほしい。市町営住宅にひとり親家庭が集中することの弊害も出ている。ただし、孤立させない支援が必要である。	引き続き、被害者への積極的な情報提供や関係機関との連携による社会資源の活用を図り、被害者の意思を尊重した支援を行ってまいります。	P 47

■その他

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
55	「配偶者からの暴力」ではあるが、被害者が「夫」の場合の施策が欠けているように思われる。	計画に基づく取組の実施段階において、性別にかかわらず誰もが安心して相談でき、適切な支援を受けられるよう、取り組んでまいります。	—
56	子どもと表記すべきところ、子供と表記し、「子ども」と「子供」が混在している。	本県の公用文に用いる漢字の範囲等につきましては、「公用文に関する規程」において、常用漢字表（平成 22 年内閣告示第 2 号）の本表及び付表によることとしていることから、計画では「子供」と表記しております。 資料編の資料 6 に関しては、国が作成した文書であり、「子ども」と表記されています。 また、「こども家庭課」及び「こども家庭センター」は所属又は施設の名称です。	—

番号	意見の内容	対応・県の考え方	該当頁
57	私が所属するNPO法人は、面会交流援助の第三者機関としての活動を行っている。DV被害者の面会交流に際し、第三者機関を利用するにあたって、財政的な援助があれば、被害者は第三者機関をより使いやすくなることと思う。それにより、被害者と子どもの心理的ケアに繋がると考える。	ひとり親家庭の面会交流に関して、啓発のための広報・情報提供などの取組の推進については、広島県ひとり親家庭等自立促進計画に掲げて取り組んでいるところです。	—
58	「第3次」(案)の全体を通して感じるのは、「連携」と言いながら広島県の姿勢が「上から目線」の感覚を禁じ得ない。民間団体や各自治体市町が対等になるための、予算、人的支援強化が求められる。	国の基本方針に示されている県と市町の役割分担や関係者の緊密な連携により、被害者の立場に立った切れ目のない支援に向けて、計画に基づく取組を推進してまいります。	—
59	厚労省から昨年出された「婦人保護ガイド」と「婦人相談員・相談・支援指針」の事が盛り込まれていないのが残念である。広島県がどこの県よりも「指針」に沿った取組みが出来ている県であって欲しい。	「婦人相談所ガイドライン」及び「婦人相談員相談・支援指針」については認識しており、計画に基づく取組の実施段階において、これらを活用し取り組んでまいります。	—

※御意見のうち、内容について趣旨の類似するものは1つにまとめさせていただいたほか、原文を一部要約又は分割して掲載しています。